

## 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金返還免除候補者選考規程

平成 17 年 12 月 16 日

制定

(目的)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学大学院で日本学生支援機構法施行令第 8 条に基づき、日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生のうち、大学院在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者の奨学金の返還免除を受ける候補者を推薦することを目的とする。

(選考委員会)

第 2 条 第 1 条の奨学金返還免除候補者の選考のため、学内選考委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 副学長 1 名
- (2) 研究科長
- (3) 各専攻主任
- (4) 事務局長、学生支援センター部長

3 委員長は副学長をもって充てる。

(申請)

第 3 条 返還免除を申請する者は、指定期日までに所定の書類を学生支援センター学生支援グループに提出しなければならない。

- (1) 業績優秀者返還免除申請書
- (2) 特に優れた教育研究活動等の業績の一覧及びそれを証明する資料
- (3) 指導教員の推薦書

2 前項の特に優れた教育研究活動等の業績を証明する資料とは、次のとおりとする。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 学業成績証明書
- (3) 著書、データベースその他の著作物
- (4) 研究又は教育に係る補助(TA、リサーチアシスタント等)業務の実績を証明するもの
- (5) 専攻分野に関連したボランティア活動その他の社会貢献活動等の実績を証明するもの
- (6) その他

(選考・推薦)

第 4 条 返還免除候補者の選考は、委員会において、提出書類等により、大学院における教育研究活動に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、総合的に評価し、返還免除候補者として推薦順位を付して、日本学生支援機構に推薦する。

2 評価にあたっては評価項目を別表に定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学生支援センター学生支援グループにおいて行う。  
(改廃)

第6条 この規程の改廃は委員会において決定する。

附 則

この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月13日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

番号	業績の種類	機構が定める評価基準	本学が定める教育研究活動等に関する評価項目・基準
1	省令第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	1 学位論文の評価が高いこと 2 学位論文の発表 3 その他の研究論文の学会発表 4 学会誌、学術雑誌への論文掲載 5 研究論文の表彰
2	省令第36条第2号に定める「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	特定の課題についての研究成果が得に優れていること
3	省令第36条第4号に定める「著書、データベースその他の著作物(省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く)」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
4	省令第36条第5号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	1 特許申請が完了していること 2 実用新案の登録が完了していること
5	省令第36条第6号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	大学院在学中の成績がすべてAであるなどきわめて優秀であり、高度に専門的な知識や研究能力を習得したと評価されること
6	省令第36条第7号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント業務に従事し、特に優れていると評価されること
7	省令第36条第8号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	専攻分野に関連した学外での芸術の発表会、展覧会等で高く評価されること
8	省令第36条第9号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	専攻分野に関連した全国規模以上のスポーツの競技会等で優れた成績を収めた者
9	省令第36条第10号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	専攻分野に関連したボランティア活動、その他の社会貢献活動等の企画・運営等に主体的にかかわり社会的に高い評価を受けること